○農林水産省令第二十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月三十一日

農林水産大臣　吉川　貴盛

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表二（第九条関係）

地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一　（略）	アキー、アボカド（付表第六十、第六十四及び第七十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゅうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バショウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふとも属植物、マンゴ	（略）

改正前

別表二（第九条関係）

地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一　（略）	アキー、アボカド（付表第六十及び六十四に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゅうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バショウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふとも属植物、マンゴウ属	（略）